

特定福祉用具販売の特定福祉用具の種目及び特定介護予防福祉用具販売の特定介護予防福祉用具の種目

<p>厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成11年3月31日厚生省告示第94号）</p> <hr/> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第44条第1項の規定に基づき、厚生大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。</p> <p>厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目</p> <p>1 腰掛便座 次のいずれかに該当するものに限る。 一 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの 二 洋式便器の上に置いて高さを補うもの 三 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの 四 便座、パケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）</p> <p>2 特殊尿器 尿が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。</p> <p>3 入浴補助用具 座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 一 入浴用いす 二 浴槽用手すり 三 浴槽内いす 四 入浴台 浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの 五 浴室内すのこ 六 浴槽内すのこ</p> <p>4 簡易浴槽 空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの</p> <p>5 移動用リフトのつり具の部分</p>	<p>介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年1月31日老企第34号）</p> <hr/> <p>〔前略〕</p> <p>第1 福祉用具</p> <p>2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目</p> <p>(1)腰掛便座 次のいずれかに該当するものに限る。 1 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。 2 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。 3 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。 4 便座、パケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）。</p> <p>(2)特殊尿器 尿が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。</p> <p>(3)入浴補助用具 購入告示第3項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。 (1)入浴用いす 座面の高さが概ね35センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。 (2)浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。 (3)浴槽内いす 浴槽内に置いて利用することができるものに限る。 (4)入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。 (5)浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。 (6)浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。</p> <p>(4)簡易浴槽 購入告示第4項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。</p> <p>(5)移動用リフトのつり具の部分 身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。</p>
--	---

	<p>3 複合的機能を有する福祉用具について2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。</p> <p>それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。</p> <p>区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。</p> <p>福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として扱う。</p>
--	--